

# 行政組織機構を変更しました

問い合わせ  
企画課企画係 ☎内線3222

## ■白沢・利根支所を設置

白沢町・利根町振興局に代えてそれぞれ支所を設置し、次に掲げる業務を取り扱います。

- ①地域コミュニティの推進や住民自治支援、地域特性を活かした地域づくりや従来から継続する個性ある施策の実施支援業務
- ②地域の消防、防災などに関する業務
- ③住民生活に直結した戸籍、住民票、印鑑、税務、国保、介護保険、福祉などに関する窓口業務
- ④公有施設などの維持管理業務および維持補修業務
- ⑤相談、届け出、申請、提出書類などの本庁各課への取り次ぎ業務
- ⑥利根町にあつては、集落支援、市営土地改良、観光振興など地域特有の業務

## ■グリーンベル21の利活用を検討するため、グリーンベル21活用推進課を新設

## ■農産物の6次産業化とブランド化の推進を図るため、農林課内に6次産業化推進室を新設

## ■シティプロモーションの位置付けのもと、都市間交流や定住促進などの推進強化を図るため観光交流課交流推進係をシティセールス推進室に改編

## ■白沢町・利根町教育支所を廃止

白沢町・利根町教育支所が行っていた住民生活に直結する業務や地域の特色ある事業については、従来の公民館業務に加えて白沢・利根公民館が担当します。

### 公民館の主な取り扱い業務

各種文化・芸術活動などの社会教育事業、子ども会や育成会などの青少年健全育成事業、各種スポーツ大会や社会体育施設の貸し出しなどの社会体育事業

行政組織機構図(改編後)

部名	課	係
総務部	白沢支所	生活係 地域係
		利根支所
		生活係 利根出張所 観光係 地域係
経済部	産業振興課	産業振興係 商工振興係
		グリーンベル21活用推進課
	農林課	農林振興係 農村整備係
		6次産業化推進室 観光交流課
		観光推進係 シティセールス推進室
教育部	白沢町教育支所・利根町教育支所廃止	

## 募集

### 市民構想会議委員を募集します

問い合わせ 企画課企画係 ☎内線3222

市では、公募市民、各種団体、経済界、学識者など幅広い層の市民の皆さんに本市の将来のまちづくりについて議論いただき、その議論された結果を市政に反映する仕組みとして「市民構想会議」を設置します。皆さんの応募をお待ちしています。

**主な業務** 平日午後開催される会議に出席し、10年、20年後を見据えた本市のまちづくりについて、市民の皆さんからの提案なども含め、議論や提言をいただきます。また、市の総合的なまちづくりの方針や施策の方向性を体系的に示す総合計画や人口減少と地域経済縮小の克服を図るため、今後5カ年の政策目標や基本方向、具体的な施策をまとめる総合戦略の策定などについて議論していただきます

**応募資格** 18歳以上の市民(4月1日現在)

**任期** 平成27年度から2年間

**募集人員** 10人程度

**応募期間** 4月6日(月)～30日(木)

**応募方法** 応募期間内に次に掲

げる書類各1部を持参、または郵送(4月30日必着で〒378-8501沼田市西倉内町780番地沼田市総務部企画課企画係宛)してください

**▼応募用紙** 企画課企画係、白沢・利根支所、中央公民館、各地区公民館、保健福祉センターで交付。市ホームページからダウンロードも可能

**▼小論文** テーマを「沼田市の将来のまちづくりについて」とします。様式は、原稿用紙、またはA4サイズ用の用紙(縦置き、横置き)とし、住所・氏名を明記の上、600字以上800字以内にまとめてください

※提出された小論文は返却しません。また、必要に応じ公開する場合があります

**委員の選任** 応募資格や提出書類の要件を満たしている人を委員に選任するものとします

※応募者が募集人員を上回った場合、審査、または抽選などの方法により選考する場合があります

※提出された小論文は返却しません。また、必要に応じ公開する場合があります

# 市政改革大綱・実施計画を策定しました

問い合わせ 企画課企画係 ☎内線3222

市では、第7次行政改革大綱・実施計画の計画期間(平成22年度～26年度)の終了に伴い、学識経験者や有識者などで構成される「沼田市行政改革懇談会」をはじめ、市民の皆さんの意見を伺いながら、新たに平成27年度から5年間を計画期間とした「市政改革大綱・実施計画」を策定しました。

今後、市政改革大綱・実施計画に基づき、取り組みを進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 改革の基本的な考え方

社会環境や経済情勢の著しい変化、非常に厳しい財政状況、複雑化・多様化する市民ニーズなどに対応するため、効率的で機能的な行財政システムを整えるとともに、本市の地域資源や特色などの現状を的確に把握し、市民と行政が共通の認識を持ち、連携、協力の下、市民の声を良く聞き、市民が主役の等身大の市政運営を図ります。

## 市政運営の基本方針

- 市民が主役の市政運営と市民と力を合わせる市政の推進
- 経営的視点による市政運営の推進
- 健全な行財政運営の確保

※市政改革大綱・実施計画は企画課企画係(本庁舎2階)、白沢・利根支所窓口で配布しています(市ホームページからダウンロードも可能です)

## 改革の具体的な取り組み

取り組み内容	実施計画
市民が主役の仕組みづくりと市民協働の推進	・市民が市政に参画できる制度の拡大・充実 ・各種団体、NPO、民間企業等との協働の推進
地域自治の推進	・地域自治の推進
市民への積極的な情報提供	・市政に関する情報提供の充実 ・個人情報保護制度の適正な運用
人材育成の推進	・人材育成の推進 ・職員の意識改革
財政運営の健全化	・健全な財政運営の推進 ・各種団体への助成の見直し ・自主財源の確保など
公共施設の整理・統合	・公共施設の有効活用など
定員管理の推進	・定員の適正化など
組織機構の見直し	・効率的な組織機構の整備 ・適正な人員配置の実施
民間委託等の推進	・民間委託・民営化の推進 ・委託事業の見直し
電子自治体の推進	・情報保護(情報セキュリティの確保) ・情報化の推進など

# マイナンバー制度、はじまります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりお届けします。

- ・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。
- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- ・社会保障の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は  で検索。又は0570-20-0178へお問い合わせください。(受付時間) 土日祝日、年末年始を除く9:30～17:30

また、ガイドライン(事業者編)は  で検索できます。ぜひご覧ください。

事業者のみなさまは、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保障の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。

特定個人情報保護委員会では、法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説したガイドラインを作成しています。※ガイドラインでは、中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。